

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第
14条第1項に基づくインターネット異性紹介事業の停止命令に係る処分基準新旧対
照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新																
処 分 基 準 令和2年1月10日作成 <table><tr><td>法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</td><td>法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第14条第1項</td><td>根 拠 条 項：第14条第1項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令</td><td>処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 施行令第1条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</td><td>法 令 の 定 め：</td></tr><tr><td>処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照</td><td>処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照</td></tr><tr><td>問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185</td><td>問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185</td></tr><tr><td>備 考：</td><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	根 拠 条 項：第14条第1項	根 拠 条 項：第14条第1項	処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令	処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 施行令第1条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）	法 令 の 定 め：	処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照	処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照	問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185	問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185	備 考：	備 考：	
法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律																
根 拠 条 項：第14条第1項	根 拠 条 項：第14条第1項																
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令	処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令																
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会																
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 施行令第1条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）	法 令 の 定 め：																
処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照	処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照																
問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185	問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185																
備 考：	備 考：																